

手 数 料 表

◆手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス	[成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	[研修会、合同面接会参加費] 1 開催 1,000,000 円を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。 [成功報酬] 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス	[着手金] 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 [調査・探索活動費] 1 日 1,000,000 円を超えない額 [成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の 100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

・入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※関係雇用主より申し受ける手数料については、手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号 28—ユ—301388

株式会社パソナ HR HUB 兵庫県淡路市久留麻 140 番地
PASONA WORKATIONHUB 東浦（KPI ビル）5F